

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 4 日

一般社団法人日本医療機器産業連合会
一般社団法人米国医療機器・IVD工業会
欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会
一般社団法人日本臨床検査薬協会

御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局経済課
経済産業省商務・サービスグループ
医療・福祉機器産業室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠を活用した
無料検査事業への対応について

医療機器等の安定供給の確保に、平素より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの安定供給に向けた優先付けについて」（令和4年1月27日付け事務連絡）等により、需給が安定するまでの間、医療機関や地方自治体における行政検査（優先Ⅰ）、濃厚接触者で社会機能維持者である方の待機期間の短縮のための検査（優先Ⅱ）など、必要な用途に確実に供給されるようにするため、優先度に応じた適正な流通をお願いしているところです。

地域的な需要の偏り等に対応するため、当面、引き続き本取扱いを継続しつつ、さらなる供給量の確保に取り組んでいく予定ですが、抗原定性検査キットの供給が改善傾向にあり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠を活用した無料検査事業についても、当面、これまでの2倍程度の検査実施に十分な抗原定性検査キットの供給が可能と見込まれます。

こうした見通しを踏まえ、別添のとおり、内閣府・内閣官房から各地方自治体に対し、無料検査事業の1日当たりの検査件数の上限をこれまでの2倍とする旨の通知がされたことから、優先Ⅲとされている無料検査事業の用途による発注についても、適切に対応を行っていただくようお願いします。

なお、同内容について、医薬品卸売販売業者各社に対し通知している旨、申し添えます。

事務連絡
令和4年3月4日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

}

御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「検査促進枠」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

記

○ 検査キット等の行政検査への優先供給に伴う検査実施について

オミクロン株の発生及び感染者の急増等によるPCR検査試薬等・抗原定性検査キットの需給ひっ迫に伴い、令和4年1月27日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて」（以下「令和4年1月27日付事務連絡」という。）において、PCR検査試薬等・抗原定性検査それぞれについて、1日当たりの検査件数を都道府県毎に設定して頂いた計画値の範囲内で行って頂くようお願いしたところです。

今般、厚生労働省より、抗原定性検査キットの供給が改善傾向にあり、無料検査事業についても、当面これまでの2倍程度の検査実施に十分な抗原定性検査キットの供給が可能と見込まれ、さらに供給量の確保に取り組む旨が示されました。

これに伴い、厚生労働省と協議した結果として、抗原定性検査について、まずは都道府県内の1日当たりの検査件数を令和4年1月27日付事務連絡に基づく都道府県毎の計画値対比2倍以内まで可能としますので、各都道府県においては、このことを御了知の上、必要な対応をお願いいたします。今後、行政検査分も含め、十分な供給が確保され次第、抗原定性検査キットを用いた無料検査の件数についても更に増やす予定であることを申し添えます。

また、上記件数の範囲内での検査実施に向けて、引き続き、新規に参入する検

査拠点の必要検査件数にも配慮しつつ、検査拠点ごとに、検査実績等に照らし、1日当たりの適切な検査件数を指示して頂くようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容について、厚生労働省と協議済みであること、また、厚生労働省から抗原定性検査キットを取り扱うメーカー及び医薬品卸売販売業者に対して、無料検査事業の用途による抗原定性検査キットの発注について適切に対応を行うよう、周知を行うことを申し添えます。

【照会先】

(1) 検査促進枠について

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

企画調整担当 高橋・徳永・武田・岡田・矢部・西中
寺井・服部・鈴木・鈴木・山根
直通 03 (6257) 3086

(2) 臨時交付金全般について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田
直通 03 (5501) 1752